

決 算 報 告 書

(第9期)

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

SBI VCトレード株式会社

貸 借 対 照 表

2026年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	(433,206,817)	流動負債	(424,765,779)
現金及び預金	1,659,558	未払金	718,178
預け金	713,753	未払費用	34,616
顧客分別金信託	26,019,553	未払法人税等	1,900
デリバティブ資産	2,390,842	約定見返勘定	339,736
約定見返勘定	99,000	預り暗号資産	378,564,561
前払費用	86,147	受入保証金	27,736,067
未収入金	2,630,148	受入保証暗号資産	657,374
自己保有暗号資産	10,751,067	借入暗号資産	13,838,405
利用者暗号資産	379,100,834	社債	2,800,000
差入保証金	790,995	デリバティブ負債	74,599
差入保証暗号資産	5,917,103	その他流動負債	339
貸付暗号資産	2,094,557		
その他流動資産	953,254		
固定資産	(6,918,948)	固定負債	(21,949)
有形固定資産	(42,226)	資産除去債務	21,949
建物付属設備	26,649		
工具器具備品	15,577	負 債 合 計	424,787,729
無形固定資産	(6,122,844)	【純資産の部】	
ソフトウェア	2,687,748	株主資本	(15,338,037)
ソフトウェア仮勘定	277,789	資本金	(100,000)
顧客関連資産	2,278,875	資本剰余金	(8,350,000)
のれん	878,431	資本準備金	1,250,000
投資その他の資産	(753,877)	その他資本剰余金	7,100,000
繰延税金資産	288,544	利益剰余金	(6,888,037)
保証金	77,814	その他利益剰余金	(6,888,037)
破産更生債権	992,346	繰越利益剰余金	6,888,037
貸倒引当金	△ 616,802		
その他	11,974	純 資 産 合 計	15,338,037
資 産 合 計	440,125,766	負 債 及 び 純 資 産 合 計	440,125,766

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2025 年 4 月 1 日
至 2026 年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
暗号資産売買等損益	5,133,175	
受 入 手 数 料	1,830,607	
そ の 他	20,612	6,984,395
営 業 収 益		6,984,395
営 業 費 用		
借入暗号資産支払利息	28,607	
販売費及び一般管理費	6,569,215	6,597,823
営 業 利 益		386,572
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47,699	
そ の 他	46,849	94,548
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	72,803	
為 替 差 損	169,141	
そ の 他	599	242,544
経 常 利 益		238,576
税 引 前 当 期 純 利 益		238,576
法人税、住民税及び事業税	△ 141,757	
法 人 税 等 調 整 額	297,669	155,911
当 期 純 利 益		82,664

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2025年 4月 1日

至 2026年 3月 31日

(単位：千円)

	株 主 資 本								純 資 産 計 主 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金		株 資 合 益 金 計	
		資 準 備	本 金	そ の 剰 余 金	資 剰 合 余	所 得 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
						繰 越 剰 余 金	益 金		
2025 年 4 月 1 日 残 高	100,000	1,250,000	7,100,000	8,350,000	9,238,018	9,238,018	17,688,018	17,688,018	
暫定的な会計処理の確定による 累積的影響額					△ 32,646	△ 32,646	△ 32,646	△ 32,646	
暫定的な会計処理の確定後の 当期首残高	100,000	1,250,000	7,100,000	8,350,000	9,205,372	9,205,372	17,655,372	17,655,372	
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
配 当 金 の 支 払 い	-	-	-	-	△ 2,400,000	△ 2,400,000	△ 2,400,000	△ 2,400,000	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	82,664	82,664	82,664	82,664	
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△ 2,317,335	△ 2,317,335	△ 2,317,335	△ 2,317,335	
2026 年 3 月 31 日 残 高	100,000	1,250,000	7,100,000	8,350,000	6,888,037	6,888,037	15,338,037	15,338,037	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

工具器具備品は定率法を採用しております。
建物附属設備については定額法を採用しております。
耐用年数は次の通りであります。
建物附属設備 15年
工具器具備品 3年～20年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。
耐用年数は以下の通りであります。
自社利用のソフトウェア 5年
顧客関連資産 6年

3. 貸倒引当金の計上基準

貸倒れによる損失に備え、一般債権及び貸倒懸念債権毎にそれぞれ過去の貸倒実績等を勘案して定めた一定の基準により算出した必要額を計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

4. 暗号資産に係る会計処理の方法

① 暗号資産の期末評価

決算日の市場価格(弊社トレードシステム)に基づく時価法を採用しております。

② 顧客からの預り資産(暗号資産)に関する会計処理

顧客から預託を受けた顧客からの預り資産(暗号資産)は、貸借対照表上の資産として計上し、これと同額を負債として計上しております。

③ 暗号資産の取引に係る損益

暗号資産取引に係る売買損益及び評価損益は、損益計算書上、純額で暗号資産売買等損益として営業収益に表示しております。

④ 暗号資産の貸借取引に係る会計処理

暗号資産の貸借取引に係る会計処理は、期末の貸借中の数量に決算日の市場価格(弊社トレードシステム)に基づく時価を乗じて算定しております。

5. 店頭暗号資産証拠金取引等の会計処理の方法

① 店頭暗号資産証拠金取引等に係る損益

店頭暗号資産証拠金取引等については、取引に係る決済損益及び評価損益を損益計算書上の暗号資産売買等損益として計上しております。

② 店頭暗号資産証拠金取引等の未決済ポジションの評価損益

店頭暗号資産証拠金取引等の未決済ポジションの評価損益は、未決済ポジションの建値と時価の差額を取引明細ごとに算定し、これらを顧客ごとに合算し損益を相殺したうえで、これと同額を貸借対照表上のデリバティブ資産またはデリバティブ負債に計上しております。

6. 受入手数料等の会計処理の方法 ① ファンディングレート	店頭暗号資産証拠金取引における建玉に係る収益については、未決済ポジションに対して日次で適用されるファンディングレートに基づき認識しております。店頭暗号資産証拠金の日次の基準時間における未決済ポジションに対して、ポジションを翌日にロールオーバー処理を行うため、当該処理を履行義務として識別しております。取引価格は日次で、未決済のポジション毎に料率を乗じて算出しております。日次で当該事象が発生した時点において損益を認識し、ファンディングレートに基づく損益として計上しております。
② 業務受託手数料	業務受託手数料については、SBIグループ各社から暗号資産関連に関する業務を受託することにより発生します。当社がSBIグループ各社に対して、暗号資産に関する情報の提供等を行うことを履行義務として識別しております。取引価格は業務受託の内容に応じて、各グループ各社と協議の上、算出しております。履行義務はサービスの提供期間にわたり充足され、月次で収益を認識し、業務受託手数料として計上しております。
③ ステーキングサービスに係る報酬	当社は、顧客から預託を受けた暗号資産を用いてステーキングを実施し、当社の管理するアドレスにおいて暗号資産による報酬を獲得しております。 当該ステーキングにより獲得した報酬は、一旦当社に帰属した後、当社の方針に基づき、その一部を顧客に対して分配しております。 当該取引については関連する会計基準の定めが明らかでないことから、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」を参照して会計処理を行っております。 収益の認識にあたっては、当社がステーキングの実施主体として報酬を獲得することを履行義務として識別し、当該履行義務が充足され、当社の管理するアドレスに報酬が入庫した時点において、獲得した暗号資産の時価に基づき収益を計上しております。 なお、顧客に対して分配する報酬相当額については、収益計上額から控除する方法により処理しております。
7. ハードフォークによるスプリット又はエアードロップにより新たに暗号資産を取得した際の会計処理	ハードフォークによるスプリット又はエアードロップにより取得した暗号資産は、国内外の主要なカウンターパーティの取扱いにより、売買換金が可能と判断した時点をもって資産（負債）を認識しております。
8. のれん及び顧客関連資産の償却方法及び償却期間	のれんについては、その効果の発現する期間を合理的に見積り、11年間にわたる均等償却を行っております。 なお、企業結合に係る取得原価の配分の結果、無形固定資産として顧客関連資産を認識しております。 顧客関連資産については、6年間にわたり定額法により償却しております。
9. その他計算書類作成のための基本となる事項	
① 消費税等の会計処理	控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。
② グループ通算制度の適用	SBIホールディングス株式会社を通算親会社としたグループ通算制度を適用しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	52,636千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	72,850千円
短期金銭債務	48,509千円
3. 極度借入契約	
借入限度額	10,000,000千円
借入実行残高	一千円
借入未実行残高	10,000,000千円

III 損益計算書に関する注記

1. 暗号資産売買等損益の内訳について	
暗号資産取引損益	3,751,807千円
デリバティブ損益	1,381,368千円
2. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	80,369千円
販売費及び一般管理費	155,190千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	374,000株
2. 剰余金の配当に関する事項	
2025年6月24日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項	
株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,400百万円
1株当たりの配当額	6,417円11銭
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、資産調整勘定、減価償却超過額等であり、繰延税金負債の原因は、顧客関連資産の計上によるものです。

なお繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は288,544千円です。

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号令和3年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

VI 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	41,010円79銭
② 1株当たり当期純利益	221円03銭

Ⅶ 重要な後発事象に関する注記

株式会社ビットポイントジャパンとの吸収合併

当社は、2026年1月30日付で株式会社ビットポイントジャパンとの間で吸収合併契約を締結し、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ビットポイントジャパンを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被合併会社の名称及び事業内容

名称：株式会社ビットポイントジャパン

事業内容：暗号資産の交換・取引サービスの提供、暗号資産に関する情報提供

(2) 企業結合日

2026年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

SBI VCトレード株式会社を存続会社、株式会社ビットポイントジャパンを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

SBI VCトレード株式会社

(5) 企業結合の目的

成長著しい暗号資産分野におけるグループ内経営資源を集約し、業務効率化及び収益力の強化を図るとともに、両社がこれまで培ってきた知見及びノウハウを活用し、顧客利便性の向上並びに新たなサービスの創出を図ることを目的としております。
なお、合併完了公表においても、経営資源の集中、顧客利便性の向上及び新たなサービス提供を今後の方針として掲げています。

2. 合併対価

本合併に際して、株式会社ビットポイントジャパンの株主に対し、当社株式又はこれに代わる金銭等の対価の交付はありません。

3. 資本金及び準備金の額

本合併による当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の増加はありません。

4. 承継する資産及び負債

当社は、効力発生日において株式会社ビットポイントジャパンの全資産、負債及び権利義務を承継いたしました。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 18 日

SBI VC トレード株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野大樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹川敦生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田嶋大士

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、SBI VC トレード株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 9 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上